

○財務省告示第三百十号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第一条第一項第五号に基づき、同号の財務大臣が定めるものを定める告示（令和二年三月財務省告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

前文中「平成三十二年」を「令和三年」に改める。